

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う中央区事務手数料条例の規定整備について

以下の条例で引用する条項に条ずれが生じるため、規定の整備を行う。

○中央区事務手数料条例（昭和33年3月中央区条例第8号）

内 容

1 趣 旨

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号。以下「法」という。）が施行されることにより、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）が一部改正されることに伴い、これを引用する条項に条ずれが生じるため、規定の整備を行う。

2 規定の整備

○中央区事務手数料条例

条項	現 行	改正後
別表 四 都市整備手数料 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)の部	1 第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	1 第5条の14の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査
	2 第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	2 第5条の16第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査
	3 第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	3 第5条の17第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査

3 施行予定日

令和7年11月28日（法の施行日）